

議案第111号

大正区南恩加島7丁目堤防耐震補強工事請負契約の一部変更について

大正区南恩加島7丁目堤防耐震補強工事請負契約（令和3年2月25日議決）の一部を次のとおり変更する。

変更後の契約金額	令和3年2月25日議決における 契約金額
916,197,000円	717,200,000円

令和4年5月13日提出

大阪市長 松井一郎

説 明

大正区南恩加島7丁目堤防耐震補強工事請負契約の一部を変更するため、議会の議決に付すべき契約に関する条例の規定により、この案を提出する次第である。

(参考)

大正区南恩加島7丁目堤防耐震補強工事請負契約締結について（令和3年2月25日議決）

大正区南恩加島7丁目堤防耐震補強工事請負契約を次の要項により締結する。

- | | | | |
|---|---------|----------------------------------|---------------|
| 1 | 工 事 概 要 | 堤防耐震補強工事
延長 | 一式
232メートル |
| 2 | 契約の相手方 | 新潟市中央区西湊町通三ノ町3300番地3
株式会社 本間組 | |
| 3 | 契 約 金 額 | 717,200,000円 | |
| 4 | しゅん工期限 | 令和4年3月31日 | |
| 5 | 工 事 場 所 | 大阪市大正区南恩加島7丁目 | |

議会の議決に付すべき契約に関する条例（抄）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、市議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格が600,000,000円を超える工事又は製造の請負とする。ただし、既決契約の一部変更（契約金額の2割を超える増減がある場合を除く。）については、この限りでない。